

事業番号0174											
平成29年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名	原爆被爆者医療費				担当部局庁	健康局			作成責任者		
事業開始年度	昭和32年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室			総務課指導調査室 小野 清喜		
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条				関係する計画、 通知等	-					
主要政策・施策	-				主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当医療費は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付(支給)を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	国は、原子爆弾被爆者に対する援護の法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費：原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で支給 一般疾病医療費：認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給										
実施方法	直接実施										
予算額・ 執行額 (単位：百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	38,496	36,455	33,597	31,235	29,366				
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		38,496	36,455	33,597	31,235	29,366				
	執行額		32,714	30,983	29,424						
	執行率（％）		85%	85%	88%						
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		85%	85%	88%						
平成29・30年度 予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	原爆被爆者医療費		30,385	30,385	被爆者数の減						
	原爆被爆者医療費審査支払事務費		850	850							
	計		31,235	29,366							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 毎 年度
	医療費の支払に関する事務を委任している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対し、契約に基づく期日までに遅滞なく支払いを行う。(月3回)		医療費の支払回数	成果実績	回	36	36	36	-	-	
				目標値	回	36	36	36	-	36	
				達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	指導調査室調べ										
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	認定疾病医療費及び一般疾病医療費の支給件数			活動実績	千件	7,140	6,853	6,556	-		
				当初見込み	千件	7,410	7,140	6,853	6,556		
単位当たり コスト	算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	単位当たりコスト＝X／Y X:「医療費執行額(千円)」 Y:「医療費支給件数(千件)」			単位当たりコスト	千円/件	4.6	4.5	4.5	4.8		
				計算式	X／Y	32,714,000 /7,140	30,983,000 /6,853	29,424,000 /6,556	31,235,000 /6,556		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること									
		施策	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること									
		測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
					実績値	-	-	-	-	-	-	
					目標値	-	-	-	-	-	-	
			定性的指標	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)					
						-	-					
							施策の進捗状況(実績)					
		-										
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者に対し、必要な医療の給付を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。												
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-												

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業の目的や重要性の観点から国費を投入すべき事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づき国が行うこととなっており、妥当である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	医療費の支給を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与するためのものであるため優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	被爆者援護法第15条の規定に基づき事務の委託を行っているため、妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第15条及び第20条の規定に基づいており妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	原爆医療費は、診療報酬に基づき支給されており、単位あたりコストは妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に対する医療費支給に限定されており、適切である。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	医療費の支給件数が見込みより下回ったため。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づく医療費の支給について成果目標を達成している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	年間の医療費支給件数は見込みの9割を超えており、概ね見込みに見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	原爆被爆者介護手当等負担金:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に基づく介護手当の支給 原爆被爆者健康診断費交付金:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づく健康診断の実施
	所管府省名	事業番号	事業名	
	厚生労働省	0182	原爆被爆者介護手当等負担金	
	厚生労働省	0183	原爆被爆者健康診断費交付金	
点検・改善結果	点検結果	平成26年度からの1件あたりの医療費単価には大きな変動はないものの、被爆者数の減少に伴い医療費の支給件数は減少傾向にある。		
	改善の方向性	被爆者数の減少から、医療費予算については減少傾向で推移しているものの、今後も、被爆者の高齢化や原爆症認定制度の改正といった増要因を適切に勘案し、必要な予算の確保に努める。		

外部有識者の所見	
点検対象外	
行政事業レビュー推進チームの所見	
現状通り	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付を行う事業であり、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況	
現状通り	-
備考	
-	

関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	176	平成23年度	154	平成24年度	125	
平成25年度	150	平成26年度	162	平成27年度	171	
平成28年度	171					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

厚生労働省
29,424百万円

各機関からの請求に基づく医療費の支払い

【支出委任】

A 47都道府県
623百万円

医療費の支払い

【随意契約(その他)】

B 国民健康保険団体連合会
22,653百万円

医療費の支払い

【随意契約(その他)】

C 社会保険診療報酬支払基金
6,148百万円

医療費の支払い

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.長崎県			B.国民健康保険団体連合会		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	医療費	被爆者に対する医療費	305	医療費	被爆者に対する医療費	22,066
				事務費	医療費の審査支払手数料	587
	計		305	計		22,653
	C.社会保険診療報酬支払基金			D.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	医療費	被爆者に対する医療費	6,122			
	事務費	医療費の審査支払手数料	26			
	計		6,148	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	長崎県	4000020420000	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	305	その他	-	-	-
2	広島県	7000020340006	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	186	その他	-	-	-
3	大阪府	4000020270008	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	26	その他	-	-	-
4	東京都	8000020130001	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	21	その他	-	-	-
5	福岡県	6000020400009	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	15	その他	-	-	-
6	神奈川県	1000020140007	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	12	その他	-	-	-
7	兵庫県	8000020280003	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	10	その他	-	-	-
8	千葉県	4000020120006	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	7	その他	-	-	-
9	埼玉県	1000020110001	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	6	その他	-	-	-
10	山口県	2000020350001	被爆者に対する医療費の 支払(支出委任)	5	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国民健康保険団体連合会	-	被爆者に対する医療費の支払	22,653	随意契約 (その他)	-	100%	被爆者援護法第15条の規定に基づき事務の委託を行っているため。

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	社会保険診療報酬支払基金	3010405002439	被爆者に対する医療費の支払	6,148	随意契約 (その他)	-	100%	被爆者援護法第15条の規定に基づき事務の委託を行っているため。

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-	-	-	-	-